

第 6 回伊勢原市都市マスタープラン検討部会 会議録

〔事務局〕 都市部都市総務課

〔開催日時〕 平成25年9月11日（水）午前9時30分～11時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所3階 3A会議室

〔出席者〕

（委員） 加藤仁美（座長）、遠藤新（副座長）、川崎一泰、藤田成吉、三箸宜子

（事務局） 藤堂都市総務課長、中島土地利用計画担当課長、飯田都市総務課主幹ほか都市総務課2名、介護高齢福祉課1名、子育て支援課1名、保育課1名、学校教育課1名

〔公開の可否〕 公開

〔傍聴者〕 なし

《会議の経過》

1 開会

2 議題

（1）都市づくりにおける個々の行政分野との連携について

3 その他

4 閉会

〔内 容〕

○ 議題

- ・加藤座長により議事を進める。
- ・各委員の主な意見、質疑応答は次のとおり。

【事務局説明】

座 長 ありがとうございます。事務局の説明を受け、各委員から御意見を伺いたいと思います。それでは、高齢者福祉等に関する内容から進めていきたいと思ひます。

委 員 ふれあいミニデイとはいわゆるデイサービスですか。

事務局 介護保険法に基づくデイサービスではなく、自主的に立ち上げて、運営されているものです。

座長 デイサービスは何ヶ所くらいありますか。

事務局 17ヶ所程度あります。有料老人ホームの中に併設されているところも多いです。

委員 市内にまんべんなく分布しているという認識で良いでしょうか。

事務局 西部地区の方は比較的少ないです。

委員 資料に示されている施設は民間ですか、公設ですか。

事務局 地域包括支援センターは市から業務の委託をしています。ハードについてもその法人が借り上げて運営を行っています。特養をやっているところが3ヶ所、社会福祉協議会が1ヶ所で計4ヶ所となります。

委員 委託は指定管理者に対して行っているということですか。

事務局 介護保険法に基づくもので、指定管理者制度とは別のものです。地域包括支援センターは介護保険法で設置しなければならないのですが、直営でやるか、社会福祉法人に委託するかという違いということです。

委員 建物等も社会福祉法人のものということですね。どちらかといえばPFIに近いものなのでしょうか。

事務局 そうです。その他の施設については、市所有のものではなく、民間の各事業所がやっています。

委員 ほとんどが社会福祉法人が運営しているのでしょうか。

事務局 最近では株式会社のような民間法人が多くなってきています。有料老人ホーム以外にも高齢者住宅はいろいろな種類がありまして、サービス付き高齢者住宅というものがあります。これは市内に4ヶ所あります。介護保険法ではなくて、厚労省と国土交通省でやっています。

委員 市内外問わず誰でも利用出来るという話ですが、利用は市内者が多いのですか。

事務局 やはり市内者が多いです。住所地特例というものがあまして、介護施設が多く設置されている市町村に負担が集中しないようにされています。市外からの入居者は、入居後の住所地は伊勢原市に置けますが、前住所地の自治体が引き続き保険者となる制度となっています。

委員 伊勢原市は県内でも介護保険料が比較的高いといわれることがあります、理由は何かあるのでしょうか。

事務局 市町村によって高齢者の数やサービスの量は異なるというところがあります。伊勢原は介護保険制度スタート以前からサービスが手厚かったという経緯があります。制度のスタート時点で県下2位の水準であり、10万人都市としてはかなり手厚かったと思います。

委員 都市マスタープランは10年から20年のスパンで都市のあり方を考えていくべきものでありますが、資料によれば、伊勢原は2034年には高齢者が28%にのぼることとなっています。今から10年スパンで考えた時に伊勢原の抱えている高齢者福祉の課題とはどんなものがありますか。

事務局 厚労省で、オレンジプランというものができまして、2035年までの長期計画を定めています。これに沿って様々なプランが作られているのですが、その大きな柱の中に、高齢者率が上がっていくとともに増えていく認知症に対するプランを各市作りなさいということになっています。認知症については対策を立てていく必要があります。また、高齢者虐待の問題については、高齢者虐待防止法ができまして、それに対する対策というのがあります。もう一つ大きな流れとしては、地域包括ケアシステムというのがあります。施設をたくさん建てて皆に入ってもらおうというのは、いつか限界が来ますので、地域全体で高齢者を見守っていこうということで、自助・共助・互助の考えを地域の中で作っていこうというのが一つの大きな流れになっています。

委員 地域包括ケアシステムの話が出ましたが、これは地域で相互にネットワークを作って、うまくシステム化していかないとこれからの高齢社会でうまくいかないと思っています。地域包括ケアシステムの一つのゾーン、ユニットと

しては、たしか中学校区をベースにして考えるということだったと思うのですが。

事務局 地域包括支援センターの管区は概ね中学校区と対応しています。伊勢原市の中学校は4校で、センターも4ヶ所となっています。

委員 地域包括ケアシステムは、中学校区、場合によっては小学校区が地域のユニットとして、より好ましいのかなとか、いろいろな話があるとは思いますが。一方で、防災計画だとか、環境負荷が少ないようなコンパクトなユニットを作っていくだとか、できるだけそれぞれが横に繋がって、それぞれが施策ごとに様々なユニットを想定してしまうと、かえって非効率になってしまいますので、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

事務局 他の分野との兼ね合いで地区割りが複雑になってしまうことがないように、配慮が必要だと考えます。

委員 相対的に、ケアだけでなく、統合化されたユニット、コミュニティを今後想定していく必要があるのだと思います。

事務局 介護、高齢者の問題の中では、医療と介護の連携がだいぶ進んできているということで、伊勢原の場合は協同病院が移転しますし、また東海大病院がありまして、医療的な面では進んできています。

委員 資料に示されている高齢者率が比較的高いエリアはおそらく団地で、特定の世代が固まって入っている場所だと思うのですが、こういったエリアは市内に他にはどこかありますか。

事務局 特にはないと思います。

委員 薄い色の部分が濃くなっていくということですね。そういった想定で今後の施設配置も考えられると。

座長 市としては、地域包括支援センターを含めて、介護保険制度に基づく特養、老健、デイサービス等は、公的な位置づけでやっていると思うのですが、一方で、民間によるグループホームや地域密着サービス、また、ミニデイなど、これらをどうやって必要とされる場所に建ててもらおうか、施設の立地のコン

トロールはどのように行っているのでしょうか。

事務局 市として特別なコントロールはしていません。これらは民間が設置しています。施設の認可基準に基づき、市では、現在介護保険計画に基づいて、西部地区において小規模多機能型施設の募集をしています。

委員 民間施設は、作りやすいところに集中するのではないのでしょうか。今後の介護施設のあり方を考えると、一定の立地のコントロールは必要ではないのでしょうか。

事務局 施設の立地に当たっては、土地利用規制等の状況も関係してきます。最近では、土地の所有者が建物を建てて、事業者がレンタルするという形をとることもあります。ミニデイについては、できるだけ作ってもらうように、自治会に対する助成などもあります。皆さん熱心にやってもらい、たくさん立ち上げていただきまして、補助を出しています。それでもやはり、施設の立地についてはコントロールが難しいものがあります。

委員 伊勢原市は、市街地と郊外地で別の施策が必要なのだと思います。市街化調整区域ですとか、あとは60年代にできた団地など、今後のターゲットになっていくのだと思います。団地での独居老人対策などは今までどのような施策を展開してきたのでしょうか。

事務局 独居老人と寝たきり老人については、民生委員さんと協力して登録制度と見守りを行っています。独居老人対策は今後重要なテーマの一つになると考えています。地域包括ケアシステムの中でも独居老人対策は含まれています。

座長 ありがとうございます。それでは次に子育て支援等に関する内容について進めていきたいと思います。

委員 児童コミュニティクラブというものは、いわゆる学童保育でしょうか。

事務局 そうです。いわゆる放課後児童クラブということになります。

座長 説明によれば、児童コミュニティクラブに入所する方が減少しているのは、民間に入るのが多くなったのではないかという話がありましたが。

- 事務局 調査はしていませんが、市内の民間 2 クラブに対して補助金を交付していることからそのように考えています。一つは保育園で、もう一つは民間の学童保育クラブです。塾的な要素が入り込んでしまうと、放課後クラブとはいえなくなってしまいますが、そういうところもかなり増えてきています。
- 委員 年少人口は 10 年から 20 年後にはどういうイメージに変わっていくと考えられるでしょうか。
- 事務局 保護者の転入転出の影響も強いので一概には言えませんが、大山では減ってきて、成瀬では、住宅開発の状況等から、若干増えてくると考えています。
- 委員 市街地に人口が移っていくというイメージでしょうか。
- 事務局 成瀬第二土地区画整理の事業地の付近では今後増えてくるのではないかと思います。しかし、現時点において市内でこれ以上の大規模開発の予定がないことから、この傾向の中で少し増えて、後に減っていくことになると思います。
- 委員 こちらについては、老人施設と違って、市でコントロールはできるのでしょうか。
- 事務局 放課後クラブについては全小学校区で協力をいただいています。あとは、今後どれくらいの人数が発生するかというところへの対応を考えていく必要があるのではないかと思います。
- 座長 児童数との関係で、小学校の空き教室との間で齟齬が発生する可能性がありますか。
- 事務局 各学校により調整をお願いしています。
- 委員 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、それぞれ法律が異なっているので、連携や融合は難しいのかもしれませんが、児童福祉と障害者福祉と高齢福祉の世代間のコラボ、3 世代統合などの話もあるのだと思いますが、もっと連携して、お互い効率的に、お互い元気になっていく、そういう方向についてはどう考えていますか。

事務局 高齢者の方ということではありませんが、子育てサポーター養成事業を実施しています。子育てひろば、4か月児健康診査、離乳食教室、こんにちは赤ちゃん訪問事業などへの協力をお願いして、協力をいただいています。つどいの広場でもスタッフとして入ってもらい、利用者の方からは、おじいちゃん、おばあちゃんに遊んでもらっているようだという意見もいただいています。

座長 ありがとうございます。それでは次に保育等に関する内容について進めていきたいと思えます。

座長 平成27年に子ども子育て新支援制度へ移行することについて、ハード面での対応はどのような状況でしょうか。

事務局 現在保育園は厚労省、幼稚園は文科省となっているのを、統一して内閣府で管轄する形で、認定こども園への移行を進めるということです。そのまま残る保育所や幼稚園もあると思いますが、基本的には認定こども園にしつつ、それに対する補助を国県で行っていきこうということです。

座長 将来は認定こども園、保育園、幼稚園の3種類になっていくということでしょうか。

事務局 そうなります。

委員 幼稚園と保育園は、どういうものが残っていくと考えていますか。

事務局 基本的には保育所は、子ども一人に対する負担金というものが基準で決まっています。それぞれ国県市で負担しています。幼稚園へは、基本的に補助金を各児童に対して交付しています。制度移行後は、施設給付型、補助になります。そうすると、幼稚園については、保護者の負担が軽減される可能性もあります。また、認定こども園になりますと幼稚園と保育園が一緒になりますので、幼稚園でありながら0、1歳児をあずかって、2歳までは保育所、3歳以上は幼稚園の教育というような流れを作れるということになります。

委員 資料では、認可保育園の定員として1,225人となっていますが、それに対して入所者数が1,160人程となっていますが、どのような状況でしょうか。

事務局 駅周辺などの保育所では定員を超えています。大山や高部屋では、送り迎え

の関係もあり、入所者の多くが地域の方ということで、定員割れが起こっています。

委員 伊勢原はこれから子どもが少なくなっていくという予想ですよね。そうすると、新制度に移行しようとしまいと、人数や施設のミスマッチは自然と解消されていくのではないかと思います。配置的な部分も、今ではバス送迎などもあり、施設の配置はミスマッチの要因ではなくなりつつあるのではないかと思います。

事務局 幼稚園については、送迎バスなどにより、比較的幅広い地域での立地でも問題ないのですが、保育所は保護者の送り迎えが基本となっていますので、立地による影響があると思います。認定こども園に移行すれば、付加サービスとして、バス送迎が可能になると思います。

委員 移行する場合に、新たな施設を作らなければならないことはありますか。

事務局 制度の移行に伴って何か新しい施設を設置しなければならないということはありません。今後、市町村の認可で設置できる家庭的保育や小規模保育といった保育の受け皿が増えてくると思われます。

座長 それらは、例えば郊外で空き家が出れば、その建物を活用することもできるということでしょうか。

事務局 そうです。

委員 ネックは料金でしょう。国県の補助が出ないと高くついてしまう。料金によって、女性の社会進出にブレーキがかかっているという現状もあります。

委員 施設配置を見ますと、保育園は通勤ニーズに、幼稚園は地域ニーズにそれぞれマッチしているように見受けられます。学童保育、児童コミュニティクラブは小学校区と近接した立地ということですね。問題は、これが将来、認定こども園も含めて、保育園的機能、幼稚園的機能、学童保育的機能、それらの立地が防災や介護などとリンクをして考えていくべきなのか、それともそれらは質的に分けた上で都市マスタープランの中でイメージしていくのが良いのか、それとも全然違う方向で考えるのかということかと思えます。というのも、施設が駅周辺に集中立地するのは、利便性の面としては確かにその

通りなのですが、そのようになり過ぎるのもどうかと思いますが。

委員 私はむしろそれとは逆の意見で、集中立地にすごく意味があると考えています。町田駅からバスで20分くらいのところでは待機児童が数十人、数百人ということなのですが、それに対して、電車で20分程度来たら待機児童が10人だということになれば、伊勢原の待機児童の少なさは売りになるのではないかと考えています。三軒茶屋などでの例では、施設が駅前にあれば、月に10万円以上の料金の保育所があるのですが、大変人気があるということのようです。それだけ支払ってでも、子育ての5年くらいを自分の給料を犠牲にしてでも、自分のキャリアを維持するということは非常に意味があるということだと思います。やはり、駅前で通勤に使えるというのは、お金を払う価値があるということになりつつあります。もしかしたら、町田市から人を呼べるかもしれません。このようなことを戦略的にどう考えるかというのが、将来の伊勢原を考える上で重要なファクターになってくるのだと思います。

委員 おっしゃるとおりだと思います。私も保育園探しに苦労したことを思い出しました。伊勢原のこういう機能を売りにしていくということ、そういう視点も都市マスタープランの中に落とし込んでいくのは重要かもしれません。

委員 他市でも、立地によるミスマッチが相当あると思います。待機児童などを見ていくと、特に働くお母さん方はこういう部分を最重要視している部分があるようで、やはり戦略的に考えていかなければならないファクターだと思います。

座長 ありがとうございます。それでは次に教育等の内容について進めていきたいと思います。

委員 中学生の30%が自転車通学ということですが、主にどういったところにお住まいの人なのでしょうか。

事務局 伊勢原中学校では、竹園小学校区や大田小学校区などで比較的市境寄りに住む生徒は、自転車通学になります。学校から2kmというのが目安です。保護者が学校長に申請をして、許可をもらって通学しています。

委員 自転車通学について、中学校からの指導というのはあるのでしょうか。

事務局 あります。過去に生徒が危ない思いをしたらとか、けがに至らずとも接触してしまったりであるとか、そういう場所を地図に落としています。また、防犯上の不審者が出た場所とあわせて、危険マップのようなものを各学校で作成したりして、注意を促しています。

委員 それは小学校にもありますか。

事務局 あります。

委員 防犯マップと通学路は整合性が取られているのでしょうか。

事務局 そのような場所はできる限り避けるようにしています。また、地域のボランティアの方や教職員が道ばたに立ち、見守りをしています。

委員 通学路の指定基準はどのようになっているのでしょうか。

事務局 明確な指定基準はありません 100 人 200 人が通う通学路から、十数人程度だけが通う通学路というものもあります。毎年 6 月から 7 月にかけて、PTA の役員の方、自治会長、警察署などの協力を得まして、通学路点検を行っています。危険な箇所については話し合っ、通学路の路線を変更するということがあります。

委員 前回の会議で、通学路を防災の時にどうするかという議論があったのですが、非常時の通学路の確保などについては何かありますか。

事務局 小学校では大地震の時には、学校で必ず保護者に迎えに来てもらうことを原則としています。中学校は、各学校でガイドラインがつくられています。

座長 通学路の整備を要求したところがありますか。

事務局 特に子どもたちが多いところについては、道路整備計画の中に盛り込んでもらうようにしてもらっています。

座長 ありがとうございます。時間も迫ってきました。その他何か質問しておきたいことなどはございますか。分野は問いません。

- 委員 児童コミュニティについてですが、あずかる対象は何年生まででしょうか。
- 事務局 1年生から4年生までです。児童福祉法上、10歳未満程度ということでの事業実施となっています。
- 委員 学校に併設されているということですね。
- 事務局 10校全てにあります。学校の他には2ヶ所、児童館と保育園で実施しているところがあります。また、大山児童コミュニティクラブについては、小学校の体育館の2階を利用しています。
- 委員 待機児童みたいなものはありますか。
- 事務局 全員が毎日出席するというわけではないので、75%程度の出席率を前提とした受け入れをしています。待機をされている方はいないという状況です。
- 座長 ありがとうございました。本日議論したものをどのように都市マスタープランに反映していくか、印象に残ったところについて話をしたいと思います。
- 通学路については、都市マスタープランを検討する上で重要な要素であると思います。また、防災との関係において、避難路との関係についても解いていくべきかと思えます。空き教室などが様々なことに活用されているということで、緩やかに児童数が減っていく中で、ゆとりある利用がされているということなのだと感じています。児童コミュニティクラブについては、比較的うまくいっている印象を受けました。ただ、これから増えていくであろう高齢者との連携をどうとっていくかについては、検討していくことが必要かと思えます。保育園の配置についていろいろと御意見がありました。このことは居住地を選ぶ上で影響を与えているものですので、認定こども園を視野に入れた形で、都市の将来像を含めながら、戦略的に考えていくというのが良いのだと思います。児童福祉の関係では、地域で小規模保育や家庭保育を市の指導でやっているということですので、空き家が増えていく中で、これらを活用していくというような選択肢もあるのかなと感じています。最後に、介護高齢福祉については、これから急激に高齢化が進んでいく中で、どこにどのような施設を配置していくのか、医療との関係などを含めまして、今後検討をしていくのが良いのかなと考えています。
- それでは、他にどなたか何か補足などございますでしょうか。

- 委員 地域のエリアの特徴に応じて、学区再編や防災の拠点の関係、福祉のシステムの構築など、コンパクトシティならぬコンパクトエリアといたしますか、地域の特性に応じた様々な都市機能を連携化、融合化させて街を作っていくというのが、これからのまちづくりには必要なのではないかと考えています。
- 委員 ニュータウンを作っていた時代などには、何でも学校が中心にあって、徒歩圏にいろいろあって成り立つというような施設配置でした。しかし、今では住区の単位を考えると、何か新しい要素や仕組みを考えていく必要があるのだろうと感じています。認定こども園ができたりして変わっていくと、それを支えている親のライフスタイルも変えていくことになると思います。そうすると、今ある高齢者のリスクというものも変わるかもしれません。先ほど挙げた学校区という単位について、仕組みがこう変わったら、子どものリスクや、高齢者のリスクがこう変化するというようなシミュレーションをもとに、都市マスタープランに反映していくのが良いのかなと思います。今あるものを使いながらどうやってリスクを潰していくか。モデルエリアみたいところでシミュレーションできると、都市マスタープランに反映する内容が見えてくるような気がします。
- 座長 ありがとうございます。次回は、3回のワークショップで出てきた点を整理しまして、さらに議論を深めていきたいと考えています。それでは事務局にお返しします。

【閉会挨拶】都市総務課長

以上